

改正

平成30年 3 月30日告示第96号

令和元年 9 月30日告示第338号

令和 2 年 3 月30日告示第103号

花巻市保育士等保育料補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、保育所等入所可能人数の増加を図るため、子育て世代の保育士等の就労の継続、就職の動機付けとして経済的負担を軽減することにより、保育士等を確保することを目的に、法人立保育所等に勤務する保育士等の子どもが保育所等に入所した場合の保育料の一部又は全部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、花巻市補助金等交付規則（平成18年花巻市規則第61号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条に規定する特定教育・保育施設及び法第29条に規定する特定地域型保育事業者
- (2) 保育料 設置者が規定する利用者負担額
- (3) 対象児童 市外に住所を有し、かつ、法第19条第1項第2号及び同項第3号に規定する小学校就学前の子どもであって、保育所等に入所している児童をいう。
- (4) 保育士等 週20時間以上、市内の次に掲げるいずれかの施設（市が設置するものを除く。）に勤務又は事業（市が行うものを除く。）に従事（以下「保育業務」という。）する保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭のいずれかの有資格者で、前号に規定する対象児童を現に養育している者をいう。
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園（2号・3号認定の保育に従事する者に限る。）
 - イ 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - ウ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - エ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、令和6年3月1日までに保育所等に雇用された保育士等とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該年度分として保育士等が納付した対象児童に係る一月当たりの保育料のうち、第1子(当該年度における小学生未満の最年長者をいう。)10,000円、第2子5,000円を上限額とし、保育料が上限額を下回る場合は、実際の保育料の額とする。

(補助金の交付対象期間)

第5条 補助金の交付対象期間は、保育業務を開始した日が月の初日の場合は、その日の属する月から、月の初日以外の場合は、その日の属する月の翌月から保育業務をしなくなった日の属する月までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する日までに、花巻市保育士等保育料補助金申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 認定区分(第3号)が分かる書類の写し
- (2) 入所施設が分かる書類の写し
- (3) 一月当たり保育料が分かる書類の写し
- (4) 資格を証明する資格証等の写し

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成30年3月30日告示第96号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日告示第338号)

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日告示第 103 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。